

登米市競争入札参加資格登録の申請手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成17年登米市告示第11号）第9条の規定に基づき、競争入札参加資格登録の申請（以下「登録申請」という。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請の資格)

第2条 登録申請を行う者は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 次条の規定による登録申請を行う日の属する年の1月1日（1月から3月までの間に登録申請を行う場合は、当該登録申請を行う日の属する年の前年の1月1日とする。以下「申請基準日」という。）の直前1年以降に創業し、又は当該法人を設立した者（市内に本社を有する者で、国、県、市又はこれらの者が出資している公的機関が実施する創業に係る助成金、補助金又は出資を受けているものを除く。）
- (2) 市（町村）税を納付していない者
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しないもの（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- (4) 都道府県税を完納していないもの
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していないもの
- (6) 建設工事にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者（該当届出義務がない者を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配している等市長が特に不適格と認める者

(申請書の受付時期)

第3条 定期申請及び追加申請の受付時期は、次のとおりとする。

- (1) 定期申請 12月1日から翌年の1月末日
- (2) 追加申請 定期申請の受付時期が属する年度以外の1月4日から同月末日

2 市長が特に必要があると認めるときは、前項各号に定める受付時期以外の期間に、それぞれ必要な書類を提出させることができる。

(添付書類)

第4条 申請者は、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（別記様式）に次の各号に定める必要な書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約 納税証明書（代表者の納税証明書を含む。）、委任状、使用印鑑届、商業登記簿謄本（個人事業者の場合は、住民票の写し、身分証明書及び登記事項証明書とする。）（以下「納税証明書等」という。）及び建設業許可証明書、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書、技術職員名簿その他市長が特に必要と認める書類
- (2) 測量、建設コンサルタント業務等の委託の契約 納税証明書等、登録証明書、現況報告書の写し、経営規模等総括表、財務諸表、技術者経歴書その他市長が特に必要と認める書類
- (3) 物品の製造及び買入れの契約 納税証明書等、財務諸表その他市長が特に必要と認める書類
- (4) 食料品の買入れの契約 納税証明書等その他市長が特に必要と認める書類
- (5) 役務の提供その他の契約 納税証明書等、登録証明書、財務諸表、技術者経歴書その他市長が特に必要と認める書類

附 則

この告示は、平成26年11月26日から施行する。